

様式第三号 (第八条の二十七関係)

担当者部署名 総務部

担当者名 ○○

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 ( 年度)

年 6 月 10 日

新潟県知事 殿

県内(新潟市を除く。)に複数の建設  
工事現場がある場合などの記載例

報告者

住 所 新潟県新潟市中央区新光町○○○

氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		管内			業種	06 総合工事業			
事業場の所在地		管内			電話番号	○○○-○○○-○○○○			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の 住所
1	0200 汚泥 (泥状のもの)	3.000	10	○○○○○○	○○運送(株)	新潟県新潟市○ ○○○	○○○○○○	(株)○○○	
2	0600 廃プラスチック類	1.000	2	○○○○○○	○○運送(株)	新潟県新潟市○ ○○○	○○○○○○	(株)○○○	
3	0810 建設工事の木くず	10.000	50	○○○○○○	○○運送(株)	新潟県新潟市○ ○○○	○○○○○○	○○建設(株)	
4	1501 コンクリート破片	5.000	10	○○○○○○	○○建設(株)	新潟県新潟市○ ○○○	○○○○○○	○○建設(株)	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)